

知的創造サービス業を行う事業所

企業に対して専門知識または技術を提供する以下の業種の事業所

1. ソフトウェア業
2. 情報処理・提供サービス業
3. インターネット附随サービス業
4. 映像情報制作・配給業
5. 音声情報制作業
6. 新聞業
7. 出版業
8. 広告制作業
9. 映像・音声・文字情報制作に附随するサービス業
10. デザイン業
11. 著述・芸術家業
12. 経営コンサルタント業
13. 純粋持株会社
14. その他の専門サービス業
15. 広告業
16. 土木建築サービス業
17. 機械設計業
18. 商品・非破壊検査業
19. 計量証明業
20. 写真業
21. その他の技術サービス業

○助成要件

区 分	大 企 業 等	中 小 企 業 者
新規常用雇用者	5人以上	2人以上

※投下固定資産額は、業務開始の日前3年間に取得したものに限る。

※新規常用雇用者（高松市内に住所を有するもの）は、交付申請時に5人以上(中小企業者は、2人以上)在職しており、かつ、交付申請時前6月の毎月末における在職者の平均が5人以上(中小企業者は、2人以上)であること。

○助成内容

立地奨励	投下固定資産額(土地を除く)の5%
雇用奨励	新規常用雇用者数×50万円

※新規常用雇用者数（高松市内に住所を有するもの）は、助成金の交付申請時の在職者数または交付申請時前6月の毎月末における在職者数を平均した数のいずれか少ない数とする。

○助成限度額 2億円